

新潟市衛生環境研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月26日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第20号

新潟市衛生環境研究所条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市衛生環境研究所条例施行規則（平成19年新潟市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

試験及び検査に係る手数料表（健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法に定めのあるもの）

項目	単位	金額（円）
細菌培養同定検査		
糞便検査（消化管からの検体）	1件	1,440
集団の場合	1件	720

備考 表中の「集団の場合」とは、市長が別に定めるところによる。

別記様式第2号中

「

氏名	確認欄	性別	年齢	検体採取日時		
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	男・女	歳	月	日	午前・午後 時

を

」

「

氏名	確認欄	検体採取日時		
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時
	<input type="checkbox"/>	月	日	午前・午後 時

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に試験又は検査を依頼するものについて適用し、同日前に試験又は検査を依頼したものについては、なお従前の例によ

る。

- 3 この規則の施行の日前に提出された改正前の別記様式第2号の規定による依頼書は、改正後の別記様式第2号の規定により提出された依頼書とみなす。